

**財産開示手続申立書**  
**(ワンストップ・先取特権及び債務名義用)**

東京地方裁判所民事第21部 御中

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

申立人 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

当 事 者	別紙目録記載のとおり
担 保 権・被担保債権・請求債権	別紙目録記載のとおり
請求債権	別紙目録記載のとおり

申立人は、債務者に対し、別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載の請求債権及び別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者とその支払をせず、下記の要件に該当するので、債務者について財産開示手続の実施を求める。

民事執行法167条の17第2項の情報提供命令が発せられる場合の同命令に係る第三者は別紙当事者目録記載のとおりである。

また、民事執行法193条2項、167条の17第1項1号により申立てをしたものとみなされた差押命令において、差し押さえるべき債権は別紙差押債権目録記載のとおりである（なお、同目録中「第三債務者」とあるのは、民事執行法206条1項各号に規定する債権に関し、債務者に支払をする者をいう。）。

（以下に該当する場合は、□に✓又は■を記入してください。）

- この差押命令の申立事件において、民事執行法193条2項、147条1項に基づく第三債務者に対する陳述催告の申立てをする。

記

- 民事執行法197条1項及び同条2項の要件（該当する□に✓又は■を記入してください。）
  - 強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（本件申立ての日より6月以上前に終了したものを除く。）において、当該先取特権の被担保債権及び当該金銭債権の完全な弁済を得ることができなかった（1号）。
  - 知っている財産に対する強制執行及び担保権の実行を実施しても、当該先取特権の被担保債権及び当該金銭債権の完全な弁済を得られない（2号）。
- 民事執行法197条3項の要件（該当する□に✓又は■を記入してください。）

債務者が、本件申立ての前3年以内に財産開示期日においてその財産について陳述したことを

  - 知らない。
  - 知っている。

（「知っている。」にチェックした場合は、次の該当する□に✓又は■を記入してくだ

さい。)

- 債務者が当該財産開示期日において、一部の財産を開示しなかった（1号）。
- 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得した（2号）。  
(取得した財産 )
- 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了した（3号）。

(添付書類) (該当する□に✓又は■を記入してください。)

- 債務者の住民票 通
- 執行力のある債務名義の正本 通
- 同送達証明書 通
- 同確定証明書 通
- 通

(証拠書類) (該当する□に✓又は■を記入してください。)

- 1 一般先取特権を有することの立証資料
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証
  - 甲第 号証
  
- 2 民事執行法197条1項1号及び同条2項1号の主張をする場合
  - 配当表写し 甲第 号証
  - 弁済金交付計算書写し 甲第 号証
  - 不動産競売開始決定写し 甲第 号証
  - 債権差押命令写し 甲第 号証
  - 配当期日呼出状写し 甲第 号証
  - 甲第 号証
  
- 3 民事執行法197条1項2号及び同条2項2号の主張をする場合
  - 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証～甲第 号証
  -
  
- 4 民事執行法197条3項の要件立証資料
  - 財産開示期日調書写し 甲第 号証
  - 財産調査結果報告書及び添付資料 甲第 号証
  - 退職証明書 甲第 号証
  - 甲第 号証